

新百合山手都市景観形成地区のご案内

景観形成地区に指定されていることをご存じですか？

新百合山手に
お住まいの皆様へ

届出をすることで、街並みが維持されていますので、皆様ご協力お願いいたします。

「新百合山手地区」とは、元万福寺土地区画整理事業区域で、川崎市が景観形成地区に指定しており「新百合丘駅周辺地区」に隣接した地区となっています。

平成17年12月に川崎市から発行されているパンフレット（景観形成方針・基準）の一部をとりあげてご紹介させていただきます。

◆届出が必要となる行為（一部抜粋）

- ・建築物及び工作物の新築、増築、改築、移転、外観に係わる修繕もしくは模様替えまたは外観の色彩変更
 - ・広告物の表示もしくは広告物を掲出する工作物の設置または広告物もしくは広告物を掲出する工作物の変更もしくは改造
 - ・舗装、植栽その他土地の整備
- （行為に係わる部分の面積が10㎡以下のものは除く）

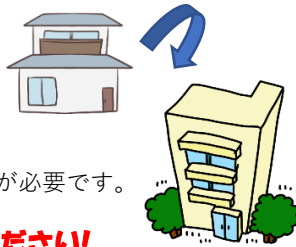
建築業者の方へ、届出確認をお伝えください！！



住宅の増改築について

①住宅の増改築工事をする場合・・・色には細かい指定があるので、確認が必要です

（注）壁や屋根の色彩を変更



※以前と同じ色味で改修される場合でも、基準をみなしているか確認する為にも届出が必要です。

建築業者の方へ、届出確認をお伝えください！！

街なみ・緑・街路などと調和する、落ち着いた色彩を取り入れる

...原色使用はNG→



屋外広告物について（例）

店舗の看板以外にも、意外と知られていないのが、、、

- ・公共用地だけでなく、民有地に建てる看板についても届出が必要になります。

例として

わからない事等、気軽にお問合せください。
川崎市まちづくり局計画部
景観・地区まちづくり支援担当
☎044-200-3022



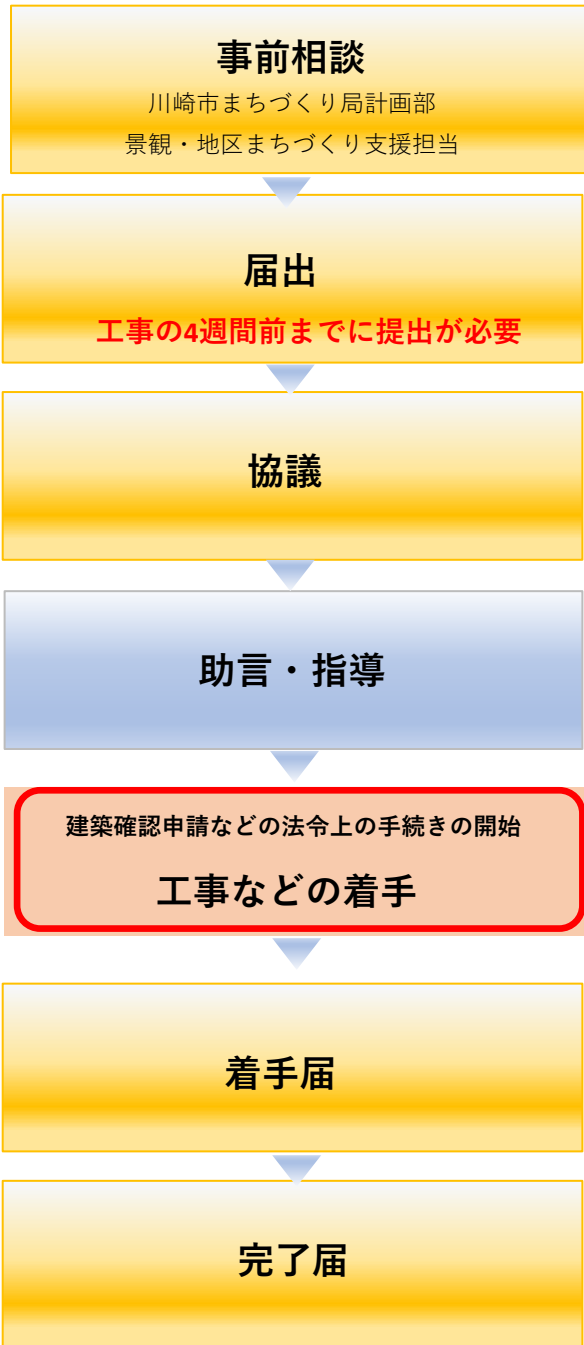
新百合山手都市景観形成地区パンフレット掲載

<http://www.city.kawasaki.jp/500/page/0000018416.html>

※届出の手続きについても、こちらをご覧ください。



◆届出の手順



新百合山手景観形成協議会

必要に応じて協議

問い合わせ・届出手続き

先


川崎市まちづくり局計画部
景観・地区まちづくり支援
担当

住所：〒210-8577 川崎市宮本

新百合山手景観形成協議会
の事務局は、
総会などをサポートして
おります。

新百合山手景観形成協議会

新百合山手地区に在住する方々と
東京電力・NTTの構成により
新百合山手地区の景観を維持する
ことを目的に設立された組織です。



街の景観維持のために、各地域で指定している内
容が異なります。パンフレットに掲載されていない
事柄もありますので、わからない事等、気軽にお

街の景観はみんなで作ります



